

事務事業名	11 消費者保護対策事業	事業担当課	産業振興課
--------------	---------------------	--------------	--------------

事業データ					
事業の目的	市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する知識の習得および自主的な消費生活の拠点として広く市民が利用することを目的とする。また、その目的に沿って適切に消費者センターを維持保全する。				
法令等根拠	消費者安全法 清瀬市消費生活センター条例				
対象 (受益者など)	全市民				
事業の必要性と内容	昨今の悪徳商法による被害や商品事故の苦情などの消費者の消費生活に関する相談に応じ、内容によって問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。また、消費者自ら考え、行動する市民参加による各消費者団体の自主的学習会や成果発表の活動を支えている。				
事業の実績	年間平均900件を超える消費生活相談があり、おおむね問題を解決している。金額で換算すると年間平均1億円以上の実績になる。消費者団体がエコまつりを年2回(6月・2月)行い、市民祭りの日には消費者展、広報活動として年4回「ちえのわ」の発刊を行い、消費者の問題意識の喚起を行っている。				
事業の効果	消費相談員の幅広い知識を生かし、悪質なケースも金銭の返還など実績を上げている。また、エコ祭り・消費者展により年々わずかではあるが相談件数の減少に繋がり、市民の消費に関する問題意識も変化してきている。				
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	自ら考え行動していく消費者団体をさらにサポートし、市民への消費問題意識の向上を行っていく。				

事業に係わる経費など（平成23年度実績）					
決算額	10,649		千円		
財源の種類	市	7,505	千円	備考： [国・都]	
	国・都	3,144	千円	東京都補助金 地方消費者行政活性化事業補助金3,144千円	
	市債		千円		
	ほか		千円		
事業費の主な内訳	報酬	7,826千円			
	印刷製本費	1,052千円			
	借上料	449千円			
人件費	人件費合計(i + ii)		3.2	人	14,869 千円
	所要人員	i 一般職員	1.1	人	9,716 千円
		ii 嘱託職員	2.1	人	5,153 千円

第1次評価 事業担当課での評価					
必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている		
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている		
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である		
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である		
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能		
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能		
※他の主体：民間事業者、NPO法人等					

第2次評価 庁内評価					
今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	相談員が本事業に占める役割は大きいですが、その他正規職員の配置は見直す必要がある。事業運営の方法は、指定管理等の代替策を検討する必要がある。		
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し				
	<input type="checkbox"/> 休・廃止				

事務事業名	12 福祉資金貸付事業	事業担当課	生活福祉課
--------------	--------------------	--------------	--------------

事業データ

事業の目的	低所得者、生活困窮者に対し、必要な支援を行い生活の自立を助長・促進する。
法令等根拠	清瀬市条例 清瀬市生活福祉資金等貸付条例 清瀬市清瀬市緊急福祉資金条例
対象 (受益者など)	低所得者層
事業の 必要性と内容	生活保護に陥らないように自立の支援を行う。
事業の実績	低所得者や困窮者に対する自立支援などの生活保護受給者への回避。
事業の効果	平成22年度 生活資金:20件312万円執行率62.4% 緊急資金:298件766万円執行率70.0% 平成23年度 生活資金:18件276万円執行率50.2% 緊急資金:286件766万円執行率63.8% 低所得者層世帯の子供などが、高校、大学等の進学資金に利用し、教育面からも役立てている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	償還期間(3年~4年後)が到来し返還が開始になるが、月々の返済が滞ってしまふケースがある。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	10,420	千円				
財源の種類	市	10,420	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	生活福祉資金	2,760千円				
	緊急福祉資金	7,660千円				
人件費	人件費合計(i + ii)	0.52	人	4,593	千円	
	所要 人員	i 一般職員	0.52	人	4,593	千円
		ii 嘱託職員	0	人	0	千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※社会福祉協議会

第2次評価 庁内評価

今後の 方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続(現状維持) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休・廃止	意見	社会福祉協議会の貸付制度と比較し、即日貸付が可能な点は、有効性が高い。緊急福祉資金の返還率が悪いことが課題である。国の生活保護制度見直しの動きに併せ、社会福祉協議会への委託など、見直しを検討する必要がある。
--------------------	--	-----------	---

事務事業名	13 障害者福祉センター事業	事業担当課	障害福祉課
--------------	-----------------------	--------------	--------------

事業データ

事業の目的 障害者福祉センターは、障害者(児)が住み慣れた地域で生活を続けていくための拠点として、法に基づく障害福祉サービスや相談支援、また独自事業として緊急一時保護や入浴サービスなど総合的な生活支援を行い、福祉の向上を図ることを目的としている。

法令等根拠 身体障害者福祉法
障害者自立支援法
清瀬市障害者福祉センター条例
清瀬市障害者福祉センター条例施行規則

対象
(受益者など) 心身に障害のある児童から成人

事業の必要性と内容 障害者福祉センターは開設以来、障害者(児)の日中活動や機能訓練の場など、市内において不足しているサービスを中心とした事業を実施してきたことでサービス提供体制の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。この役割は昨今の障害者施策の大きな転換期にあって一層重要性を帯びていくことから、今後も事業全般においてさらなる拡充が必要である。

事業の実績	事業		事業	
	実人数	延べ	実人数	延べ
【障害者自立支援法に基づく事業】	3月実績		【都事業】	3月実績
生活介護事業	56人	846人	障害児放課後等育成事業	17人
機能訓練事業	9人	93人	【独自事業】	3月実績
同行援護事業(10月から)	19人	72人	緊急一時保護事業	14人
地域生活支援事業	45人	531人	入浴サービス	18人
地域活動支援センター事業	52人	1,188人		
相談支援事業	144人	2,828件		

事業の効果 様々な障害に対応した事業を一つの施設内で行うことで、多機能性と効率性が高まり、もって利用者(障害者・児)の福祉の向上と日常生活の安定化が図られる。

特記事項
(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)
運営面の課題 運営は指定管理者である清瀬市社会福祉協議会が担うことで安定化が図られているが、他の同種の事業者と比べて人件費が割高である。
設備面の課題 設置後15年を経過し近年設備の不具合が多く発生しているが、全体的な改修計画がないため、改修によってもたらされる効果測定ができない。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	98,518	千円
財源の種類	市	76,003 千円
	国・都	17,215 千円
	市債	0 千円
	ほか	5,300 千円

事業費の主な内訳

委託料(指定管理)	71,290千円
地域活動支援センター・相談支援事業	20,328千円
入浴機械交換	6,900千円

人件費	人件費合計(i + ii)		0.34 人	3,003 千円
	所要人員	i 一般職員	0.34 人	3,003 千円
		ii 嘱託職員	0 人	0 千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	社会福祉協議会による指定管理により、安定的な事業実施を可能にしている。将来的に、現在のサービス水準を維持したまま、経費削減のために、他の社会福祉法人などによる指定管理を検討する必要がある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	14 敬老記念事業	事業担当課	高齢支援課
--------------	------------------	--------------	--------------

事業データ	
事業の目的	長年にわたり、社会に貢献されてきた高齢者の方々に感謝し、長寿をお祝いすることを目的とする。
法令等根拠	老人福祉法(昭和38年法律第133号) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) 清瀬市敬老金支給事業実施要綱(平成17年訓令第52号)
対象 (受益者など)	①清瀬市内に住所を有する75歳以上の高齢者(敬老大会へ招待) ②77歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者(敬老金を支給) 77・88歳5,000円、99・101歳以上10,000円、100歳30,000円 ③100歳の方には、花束と表彰状を101歳以上の方には花束を贈呈
事業の必要性と内容	老人福祉法第4条において、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。」とされており、同法第5条では、趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励することが明記されていることから、民生・児童委員及び老人クラブ連合会の協力を得て記念式典を行い、記念品を配布している。また、上記②の該当者には敬老金を支給している。
事業の実績	毎年実施されており、多くの高齢者に喜ばれ、また、次年度もお元気で出席いただくための「励み」になっている。 ①敬老大会式典参加者 1,500人 ②敬老金受給者数 1,042人
事業の効果	長年社会に貢献されてこられた高齢者の方々に、あらためて感謝するとともに、市民の方々にも高齢者を敬う気持ちを啓発できる。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	4月1日現在、75歳以上の高齢者人口は8,840人おり、今後も高齢者人口が増加する中で、式典会場の受け入れ規模などの課題もあり、記念品だけを受け取って式典に参加せず帰られる高齢者が多い現状である。 敬老金の支給、その他に関し、平成16年度から見直しを行っている。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)					
決算額		9,937	千円		
財源の種類	市	9,937	千円	備考:	
	国・都		千円		
	市債		千円		
	ほか		千円		
事業費の主な内訳	①敬老金支給関係経費	5,770	千円		
	②敬老記念品関係経費	2,323	千円		
	③敬老大会関係経費	1,844	千円		
人件費	人件費合計(i + ii)		1.35	人	10,650 千円
	所要人員	i 一般職員	1.15	人	10,158 千円
		ii 嘱託職員	0.2	人	492 千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体: 民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	夏季に(空調設備の無い)体育館1ヶ所で開催することは、安全面が懸念される。また、記念品のみを受取って帰ってしまう率が高いことから、事業手法そのものの見直しが必要。式典を楽しみにする声や、記念品は不要といった声まで様々な意見がある中で、地域毎の開催や、記念品の配送など別手法を検討する必要がある。
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	15 健康増進事業	事業担当課	健康推進課
--------------	------------------	--------------	--------------

事業データ

事業の目的 健康センター3階の健康増進室において、運動指導員による適切な指導の下、マシンを使って筋力や柔軟性の向上、維持、ストレッチ体操やエクササイズを通して楽しく体力の向上をはかって健康づくりを支援する。

法令等根拠 健康増進法

対象 (受益者など) 18歳以上で運動制限の無い方(清瀬市民以外も利用可能)

事業の必要性と内容 生活習慣病の予防と元気老人の体力の維持、転倒予防など介護予防に役立っている。小規模な施設であるので利用者同士、指導員とのコミュニケーションがとれ、仲間作りや高齢者の居場所作りにも役立っている。事業内容はトレーニング機器利用の他に3人の指導員それぞれの個性あるプログラムで行われるエクササイズがあり、それぞれの体力、目的に応じてきめ細やかに運動を指導。

年度	利用者数	初回利用者数(再掲)	ストレッチ体操	エクササイズ
21	13,219人	291人	1,540人	1,176人
22	13,260人	305人	1,658人	1,271人
23	13,158人	232人	1,689人	1,292人

事業の効果 平成20年より特定健診・特定保健指導が始まり運動の必要性が認識され、また特定保健指導の中でも、健康増進室を紹介しているので利用者が増加している。「健康増進室に通って体重が落ちました」との報告も受けており、メタボの解消に役立っている。指導員(3人)がそれぞれ個性のあるプログラムで行うリズム体操は開催される毎週日曜日を楽しみにしている利用者が多い。ストレッチの指導もしており、柔軟性が落ちてきている高齢者に好評である。また、元気老人の社交の場にもなっている。

特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など) 開設当初は生活習慣病の改善を目的としていたが、最近の当施設の利用者は65歳以上が60%以上を占め、利用者の目的が体力の維持、および介護予防に移ってきている。利用者のほとんどが高齢者のため、午前中の利用が多く夜間の利用は極端に少なくなってきた。また、理解力、体力の低い利用者が多いため、現在の2人体制では、安全に運営することが難しくなってきたので体制の見直しが必要と考える。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	10,237	千円
------------	--------	----

財源の種類	市	6,393	千円	備考: [ほか] 健康センター使用料3,844千円 ・1回券:300円 ・回数券(11枚綴):3,000円
	国・都		千円	
	市債		千円	
	ほか	3,844	千円	

事業費の主な内訳	報酬(運動指導員)	6,426千円
	賃金(臨時職員)	2,264千円
	需用費(消耗品費・修繕料)	123千円
	委託料(機器等保守点検)	105千円
	使用料及び賃借料(借上料)	1,319千円

人件費	人件費合計(i+ii)		3.03	人	6,843	千円
	所要人員	i 一般職員	0.05	人	442	千円
		ii 嘱託職員	2.98	人	6,401	千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	新しい機械の買換えに多額な費用を要することやスタッフの不足もあり、民間企業(スポーツジムなど)と比較し、事業趣旨に適った効率的な実施が出来ていない。市内の民間スポーツジムの利用券補助等、代替性の検証が必要である。
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	16 市立保育園運営事業	事業担当課	子育て支援課
--------------	---------------------	--------------	---------------

事業データ

事業の目的
 保護者が就労等によって日中子どもを保育できない場合に保護者に代わって子どもをお預かりし、保護者が安心できる保育体制の整備を図り、保育環境の充実を推進し、子育て支援サービスの提供に資するため、市立の保育園の安定した運営を確保することを目的としている。

法令等根拠
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 清瀬市保育園の保育の実施に関する条例(昭和62年3月30日条例第2号)

対象
 (受益者など)
 原則として清瀬市に住所を有し、子どもを保育することができないと認められる0歳から5歳までの未就学児童
 ※0歳～5歳の児童人口(4月1日現在)
 H22年度3,613人、H23年度3,563人、H24年度3,497人

事業の必要性と内容
 児童人口は微少傾向にあるが、女性の社会進出やライフスタイルの変化などにより、今後も保育園の必要性は高いと考える。
 安定した市立保育園の運営及び園児の健康管理を維持するため、保育士の配置、給食の提供、園児及び保育士の健康管理、及び施設管理等を行っている。

事業の実績

	H23年度	市立	私立	全体	(4月1日現在)
保育園の定員数	7園547人	6園631人	13園1,178人		
入園児童数	495人	621人	1,116人		
入園割合	90.5%	98.4%	94.7%		

※私立保育園には、駅前保育園(公設民営)及び私立保育園分園を含む。

事業の効果
 市立保育園及び私立保育園事業全体を実施することにより、保護者が安心して子どもを預けられ、保護者が安心して働ける環境づくりの提供が図られた。
 また、子育てに悩む保護者からの育児相談などを受け、保護者の保育サポーターとしての役割も行った。

特記事項
 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)
 保育所については、これまで私立保育園の増築等により定員の拡充を図ってきたところだが、厳しい経済、雇用情勢などの理由により、今後も入園希望者数の増加が見込まれる。そのため、定員数を超える弾力的な受入を行い、待機児童の解消に向けた取り組みを行った。
 なお、保育園の運営は民間活力を導入し、民設民営化により市立保育園の縮小を図っていきたいと考える。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	117,014	千円	
財源の種類	市	44,209 千円	備考: [ほか] 保育料(現年度保育料・一時保育料・延長保育料など)72,805千円
	国・都	千円	
	市債	千円	
	ほか	72,805 千円	

事業費の主な内訳
 市立保育園7園の運営経費及び施設維持経費
 ※施設維持経費とは、賃金、消耗品費、検査委託料、光熱水費、賄材料費、備品購入費、負担金、施設維持経費などをさす。
 ※公設民営(駅前乳児保育園)分の経費含まず。

人件費	人件費合計(i + ii)		137.1	人	906,121	千円
	所要人員	i 一般職員	89.35	人	789,229	千円
		ii 嘱託職員	47.75	人	116,892	千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	保育需要は民間化傾向にあると思われる。公立園は、延長保育の充実等のサービス向上や老朽化施設の改善等、民間活力の導入も含め、検討する必要がある。
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	17 児童センター事業	事業担当課	児童センター
--------------	--------------------	--------------	---------------

事業データ				事業に係わる経費など（平成23年度実績）						
事業の目的	子どもたちの健全育成及び保護者への子育て支援を目指して、中央児童館及び地域児童館の運営をするとともに、児童館の設置されていない地域の子ども達へも支援をしていく。			決算額	1,648	千円				
法令等根拠	児童憲章 児童福祉法 次世代育成支援推進法			財源の種類	市	1,478	千円			
対象 (受益者など)	0歳から18歳までの子ども及び保護者				国・都	170	千円			
事業の必要性と内容	児童福祉法第1条から3条に定められているように、児童が心身ともにすこやかに生まれ、且つ育成されるように努めなければならない、児童育成の責任を負うものとして、保護者のみならず、国や地方公共団体を挙げている。 近年は、社会環境の悪化もあり、児童センターは子どもたちの安心安全な遊び場の提供及び健全育成のための支援をする重要な役割を担っている。				市債		千円			
事業の実績	日常の自主活動を支援する「遊び場提供事業」65,515人、出前児童館(野塩・竹丘・下宿)11,244人、乳幼児事業(季節の行事含む)3134人、宇宙学講座126人、小学生対象事業1,200人、中高生スタジオ・ライブ活動4,648人、多世代交流事業(バースデーフェスタ、動物村、もちつき、なんでも発表会)1,869人、防災サバイバル250人、ジュニアスタッフ委員会86人、野塩児童館事業2,388人				ほか		千円			
事業の効果	神山公園を活用した事業も実施するなど、年間を通して多様な事業を展開しており、多くの参加者がある。また、日常的には、好きな遊びを選んで楽しむことができる安全な遊び場として利用者の信頼を得ており、市内に限らず、他市、他県からの来館者も少なくない。東日本大震災や節電の影響があり、一時的に来館者が減少したが、年間来館者数は、11万人を超えた。			事業費の主な内訳	遊び場提供事業	196,101	多世代交流イベント	234,817		
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	子どもを中心とした多世代交流の事業を展開するよう工夫している。乳幼児から児童までの遊びは、充実してきているが、中高生の遊びのスペースが無いため、時間の区分けをして対応している。児童センター以外にも中高生に対応できるスペースを確保するなど、居場所づくりを検討したい。				出前児童館事業	61,502	野塩児童館事業	234,293		
					中高生スタジオ活動	49,800	宇宙学講座	28,114		
					防災サバイバル	20,857	児童傷害保険(3館)	589,600		
					機器借り上げ料等	186,432				
				人件費	人件費合計(i + ii)	9.57	人	32,445	千円	
					所要人員	i 一般職員	1.42	人	12,543	千円
						ii 嘱託職員	8.15	人	19,902	千円
				第1次評価 事業担当課での評価						
				必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い			有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている	
					<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い				<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている	
					<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある				<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である	
				効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている			代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である	
					<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている				<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能	
					<input type="checkbox"/> 改善の余地がある				<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能	
									※他の主体：民間事業者、NPO法人等	
				第2次評価 庁内評価						
				今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充			意見	直営により、安定的かつ効果的に実施しているが、適する人材の確保と地域との連携を条件に、指定管理や委託など他の主体での実施を検討する必要がある。	
					<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)					
					<input checked="" type="checkbox"/> 見直し					
					<input type="checkbox"/> 休・廃止					

事務事業名	18 市営住宅等管理事業	事業担当課	まちづくり課
--------------	---------------------	--------------	---------------

事業データ

事業の目的	住宅に困窮する低所得者のために、低廉な家賃で、居住環境の良好な住宅を提供し、住民の生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、その目的に沿って、適切に市営住宅の維持保全を図る。
法令等根拠	公営住宅法 清瀬市営住宅条例
対象 (受益者など)	入居を希望する市民及び市営住宅入居者
事業の 必要性と内容	低所得者や住宅困窮者対策としての福祉的な役割を果たしている。市営住宅の入居・退去事務(入居申込受付、入居決定、保証金・家賃の徴収、退去手続、保証人還付など)や5団地、109戸の市営住宅の維持管理業務(修繕、修繕負担区分の決定、退去時の住宅の検査など)を適時適切に実施している。また、都営住宅入居申込受付や審査業務等も行っている。
事業の実績	居住者は101世帯、233人。市営住宅への入退、維持管理に関する修繕及びシステムにより入居者の世帯状況、収入管理を行った。特に家賃収入に対して、住居者への適切な指導を実施し、収納率100%を達成した。都営住宅の入居募集は、定期募集(4回)と市民のみ応募可能な地元割当募集(1回)を実施した。また、老朽化が進んでいる木造平屋建住宅について、3棟の解体を行った。
事業の効果	平成23年度の歳入合計は、44,813,337円(市営住宅家賃等42,234,300円、社会資本整備総合交付金2,232,000円、都営住宅募集事務委託金347,037円)となっている。歳出合計は、20,868,126円(事業に係る経費等8,208,126円、人件費12,660,000円)であり、歳入は歳出の約2倍となっている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	昭和30年代に建設された木造平屋建住宅は、かなり老朽化が進んでいるため、居住の継続が困難になってきている。入居者に対し、安全面を考慮して、別の住宅への住替えの斡旋を行い、順次取壊していく必要がある。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	8,209	千円				
財源の種類	市	5,977	千円	備考: [国・都] 保社会資本整備総合交付金2,232千円		
	国・都	2,232	千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	住宅の修繕費	1,785千円				
	システムの借上料	1,197千円				
	住宅の解体費	4,620千円				
人件費	人件費合計(i + ii)		2.2	人	12,660	千円
	所要 人員	i 一般職員	1.2	人	10,600	千円
		ii 嘱託職員	1	人	2,060	千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の 方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	平成24年度より組織改正により人件費の削減を図っているが、指定管理者制度導入など、代替性についても、検討する必要がある。
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	19 駅前広場維持事業	事業担当課	道路交通課
--------------	--------------------	--------------	--------------

事業データ	都市景観美化の推進を図るため。
事業の目的	
法令等根拠	清瀬市まちを美しくする条例 清瀬市まちを美しくする条例施行規則
対象 (受益者など)	市民、その他駅利用者等
事業の必要性と内容	主に市のシンボルとしてのペDESTリアンデッキ、北口広場からゴミのポイ捨てや鳩公害等を防ぐため。
事業の実績	まち美化推進のため、職員によるパトロール及び清掃。(年間を通じて随時)噴水ポンプ保守点検。(年10回) 駅前広場樹木剪定。(台風による倒木処理等。12月補正。) シルバー人材センター受託による駅前広場清掃。(1日2時間2名。月26日。年312回。)
事業の効果	ポイ捨てゴミの減少。 シルバー人材センターへ委託することによる雇用促進。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	

事業に係わる経費など(平成23年度実績)					
決算額	2,462	千円			
財源の種類	市	2,462	千円	備考:	
	国・都		千円		
	市債		千円		
	ほか		千円		
事業費の主な内訳	委託料	2,461,860円			
	・噴水ポンプ保守点検		997,500円		
	・樹木剪定		441,000円		
	・シルバー人材センター受託清掃等		1,023,360円		
人件費	人件費合計(i + ii)		0.7	人	6,183 千円
	所要人員	i 一般職員	0.7	人	6,183 千円
		ii 嘱託職員	0	人	0 千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体: 民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	委託による実施手法のまま継続とするべきではあるが、木の剪定や、更なる美化等の必要性があるので、十分な実施に努める。
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		

事務事業名	20 花のあるまちづくり事業	事業担当課	水と緑の環境課
--------------	-----------------------	--------------	----------------

事業データ

事業の目的	公園や駅前広場、街角や沿道空間、ポケットパークなど、四季を通じて季節の草木や花を楽しむことができるように植栽し、それらを通してふれあいの機会を創出し、日々の暮らしの中で身近な緑を感じられるような個性的で魅力ある都市景観づくりを目指すため。
法令等根拠	清瀬市後期基本計画 平成21年度～平成27年度 施策31 未来へのみどりのまちづくり 清瀬市実施計画 平成21年度～平成24年度 施策31 未来へのみどりのまちづくり
対象 (受益者など)	市民・来訪者
事業の必要性と内容	当市の将来都市像として掲げる「羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市」を目指すため「ふれあい空間の緑化」のアイテムの一つである、花のあるまちづくりは最も重要なものであります。
事業の実績	・公共施設ほか花卉植栽…約2万5千株 ・第10回フラワーコンテスト…42基参加
事業の効果	市民はもとより、他市からの来訪者からも当市の玄関口である、清瀬駅前の緑化(はな)は「個性的で魅力ある都市景観である」との意見を多く聞いております。今後も継続的に実施することにより、当市のイメージアップに繋がるとともに、集客効果も生み出せるものであります。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	フラワーコンテストにおいては、毎回同じ方々のエントリーが目立つため、今後はPRの方法や、審査方法の再考が必要である。

事業に係わる経費など(平成23年度実績)

決算額	8,404	千円		
財源の種類	市	8,404 千円	備考:	
	国・都	千円		
	市債	千円		
	ほか	千円		
事業費の主な内訳	報償費: 参加賞・入賞	106千円		
	需用費: 培養土・花苗	732千円		
	委託料: 花卉植栽	7,287千円		
	工事請負費: プランター設置	278千円		
人件費	人件費合計(i + ii)	0.85 人	6,810 千円	
	所要人員	i 一般職員	0.75 人	6,625 千円
		ii 嘱託職員	0.1 人	185 千円

第1次評価 事業担当課での評価

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体: 民間事業者、NPO法人等

第2次評価 庁内評価

今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	意見	フラワーコンテストは例年、応募者が定員に満たない現状からすると、特定の時期に花壇を開放し、利用して頂くといった新たな効果的手法を、検討する必要がある。
	<input type="checkbox"/> 継続(現状維持)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し		
	<input type="checkbox"/> 休・廃止		